医療法人名南会

名南診療所指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人名南会が開設する名南診療所指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- **第2条** 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に 応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重 し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に 提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅 サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援 事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 名南診療所指定居宅介護支援事業所
 - (2) 所在地 名古屋市南区内田橋二丁目9番3号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1)管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(2)介護支援専門員 2 名(常勤専従)、1名(管理者との常勤兼務)、 うち 2 名は主任介護 支援専門員

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

月曜日~金曜日 午前8:50より午後17:20

十曜日 午前8:50より午後12:40

ただし、日曜日、国民の祝日、及び年末年始(12月30日から1月3日)は休業日とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1)利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内

(2)使用する課題分析票の種類 当事業所独自方式

(3)サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内

(4)介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回

(5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、南区(明治・豊田・道徳・伝馬学区)、熱田区(千年・白鳥学区)、瑞穂区(穂波・堀田学区)、港区(東築地学区)とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他の運営についての留意事項)

第9条 指定居宅介護支援は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2)継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人名南会と事業所の管理者 との協議に基づいて定めるものとする。

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して 行うことができるものとする)を定期的に(年2回以上)開催するとともに、その結果について、 従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を新規採用時及び定期的に (年1回以上)実施すること。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第11条 事業所は、身体的拘束等の適正化のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。 1 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体的拘束等」という)を行っては ならない。

2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話等を活用して行うことができるものとする)を概ね6月に1回以上開催するとともに、 その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び 訓練を新規採用時及び年1回以上実施すること。

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下、「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び 訓練を新規採用時及び年1回以上実施すること。
- 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うこと。

第14条 事業所は、職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針及び相談(苦情含む)窓口を明確化し、従業者に周知・啓発を行うこと。

付則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成16年5月1日 一部変更

平成18年4月1日 一部変更

平成18年7月1日 一部変更

平成19年4月1日 一部変更

平成19年8月1日 一部変更

平成20年5月7日 一部変更

平成22年6月1日 一部変更

平成22年8月1日 一部変更

平成26年10月1日 一部変更

平成27年7月1日 一部変更

平成28年7月23日 一部変更

平成28年10月1日 一部変更

平成30年4月1日 一部変更

平成30年11月1日 一部変更

平成31年4月7日 一部変更

令和元年7月1日 一部変更

令和3年12月27日 一部変更

令和5年11月1日 一部変更

令和6年4月1日 一部変更